

## 第三十四回 参議院農林水産委員会会議録第十一号

(一一六)

昭和三十五年三月八日(火曜日)午前十時三十六分開会

出席者は左の通り。

理事

委員長

堀本

宜実君

委員

桜井 志郎君  
仲原 善一君  
東 隆君  
森 八三一君

青田源太郎君  
秋山俊一郎君  
石谷 憲男君  
植垣弥一郎君  
岡村文四郎君  
重政 庸徳君  
北村 戸叶 中田 武君  
藤田 吉雄君  
千田 進君

政府委員

農林政務次官  
農林省畜産局長  
事務局側  
常任委員  
農林省畜産課長  
説明員  
大野 市郎君  
占野 靖年君  
安楽城敏男君  
安田善一郎君

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。  
○委員長(堀本宜実君) 本日の会議に付した案件  
○養鶏振興法案(第三十一回国会内閣提出、衆議院送付)

付、第三十二回国会閣法第百八十五号)を議題といたします。本法案は去る第三十二回国会昭和三十一年四月三日内閣から衆議院に提出され、四月四日本院に予備送付の上、当委員会に付託されました。委員会においては、四月七日提案理由の説明を聴取したのみで継続審査はいたしておりません。衆議院においては、第三十一回国会、第三十二回国会及び第三十三回国会ともに継続審査をいたしております。ただし、第三十三回国会においては、委員会は修正議決されました。が、本会議の議決に至らず継続されました。その間、当委員会は昨年十二月十日及び十二月二十六日調査事件の一環として畜産局長から本法案の政府提出案及び衆議院農林水産委員会において修正された部分等について説明を聞き、質疑が行なわれたのであります。

以上が先国会までの本法案の経過であります。が、今国会においては、衆議院農林水産委員会は去る三月一日日本案を修正議決、同四日の同院本会議においても委員会修正の通り議決されました。なお、同日本院に送付され、当委員会に付託されました。ます、本法案について提案理由の説明を求めます。

○政府委員(大野市郎君) 養鶏振興法案の提案理由を御説明申し上げます。わが国の養鶏は、今次の戦時及び戦後の諸事情から一時大きい打撃を受けましたが、その後一般的な食糧事情の改善に待つところが多い実情にあります。

緩和と国民経済の成長を背景とし、農業經營及び国民生活の近代化の要請に促されまして、その勢いを回復し、昭和二十八年前後には、産卵鶏の羽数においては、昭和三十三年におきましては戦前の水準に復帰いたしました。さらに昭和三十三年におきましては、養鶏農家数は全農家戸数の約七割を占める四百二十万戸となり、産卵能力の上昇を伴いつつ、飼養羽数は約五千万羽を数えるに至りました。この結果、鶏卵の生産量は年間約八〇億個に達しました。それとおり、これに鶏肉等を加えた養鶏生産物の粗生産額は、ほぼ一千億円に近いと推定されるのであります。すなわち、今や養鶏生産物の価額はわが国農畜産物の生産価額の中においては、米ついで最も上位にあるものの一つとなつておるとともに、その飼養状況は、小羽数飼養者が多いのであります。また、それだけに、地域的にも、階層から見ましても、わが国農家の経営中最も普及度の高い畜産部門であります。

従つて、養鶏の振興はわが国の農家の所得確保と優良な国民栄養の供給に大きな関係を有することと言ふ待たないところであります。

しかしながら、養禽及び養鶏生産物の現状についてみると、種禽の改良を確保と養鶏の飼養管理から生産物の生産、流通、消費並びに価格等の各方面にわたりまして、今後一そく施策を強化し制度を整備いたしまして、それらの改善に待つところが多い実情にあります。

政府といしましては、今日まで試験研究のほか、国立種畜牧場の整備等を行ないますとともに、養鶏技術の改良普及や関係共同施設の設置助成に意を用い、さらに飼料の供給の確保と価格の安定及びその品質の改善等につきまして、関係法律の施行及び食糧管理特別会計の運営等によりまして努力を続けておるところであります。

さらに鶏卵肉等の流通に関しましては、特に最近、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を法律に基づきまして設置いたし、その改善の方途につき権威のある方々の御尽力をわざわざ検討をいたしまして成案の上はその実現を希望いたしております。

さらに養鶏の発展合理化に意を注ぐこととし、関係諸施策を今後逐次実施したい所存であります。が、まず第一に、その最も基礎的なことに属します。以上の法律案の基本的な理由であります。以下、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

以上がこの法律案の基本的な理由であります。以下、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一は、以上申し述べました優良な資質を備える鶏の普及をはかるため、都道府県が行なうべき優良資質を有する鶏の普及のための措置について規定いたしました。

これは国及び都道府県がその生産にかかる標準鶏及びこれによる種卵を經験、施設その他所定の事項を勘案して適當と認められる種鶏業者に配付し、資質のすぐれた鶏を効率的に供給し得るようになつたのであります。

さらに、以上のような制度措置の効果を確保するため、種鶏業者及び孵化業者においても、伝染性疾患の発生を予防するために、みずからその事業場の施設に必要な整備をするよう努力すべきものといたしております。

最後に、国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するため、種鶏業者及び孵化業者の必要とする設備資金の融通のあつせんその他の養鶏振興の

ため必要な援助に努めることといたしました。

以上がこの件の審議の三段階を内容とする  
ざいます。何とぞ慎重なる御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお

願いする次第であります。

修正部分の説明を、便宜、畜産局長に  
求めます。

得まして、補足説明を申し上げます。

理由を申し上げました政府提出案は、第一に目的を書きまして、その目的

に一優れた資質を備える。鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与することを目的とす

る。」のであります。次に、標準鶏の制度を設けまして、標準鶏は、法

ののほか、なお、農林省令で定め得る制度を設けております。次には、種卵

及び鶏のひなに関する表示等に関する規定でございまして、標準鶏の雄、雌の文記にかかる種卵及び種卵から孵化

した鶏のひなについて、また、それらの容器包装に一定の表示をし得ること

にいたしました。標準類以外から生じまするそれらにつきましては、その表示をなすことができないという制度に

いたしております。また、標準鶏の認定制度を置いておりまして、標準鶏であ

るかどうかが判別しない場合には、関係者は都道府県知事にその認定の申請を（尋ね）判定を、してもらう（つまむ）。認

定がありました場合には、その辺に一定の標準をつけるということでもいい

者には孵化場の施設、種卵の孵化等につきまして一定の必要要件がきめられてございます。この孵化業者の登記に関する規定は七条、八条、九条、十条、十一条、十二条、十三条、十四条、十五条、十六条でございまして、資格要件を欠きました場合には、登録の取り消しをなし得る旨、また登録の有効期間は三年としまして、登録及びその取り消しをした場合にとも規定がしております。また登録の双方の効力は、都道府県知事が行ないます。ですが、全都道府県に及びますと、孵化業者の義務といたしましては、孵化場ごとに優良な孵化事業を行ない但しますが、これを都道府県知事に報告する事項あるいは販売、購買に関する事項等を、記帳を明確に整理しておかなければならぬ旨も規定をしてあります。また、これを都道府県知事をしなければならない義務を負わせますと同時に、十分なる伝染病等の性疾病的発生の予防または蔓延防止のための措置について十分に留意をしなければならない旨も規定をしてあります。また登録孵化業者については、登録業者なる旨の表示をし得ますと同時に、登録孵化業者以外の孵化業者はその旨の表示を禁止をいたしております。なお、登録孵化業者の監督につきましては、都道府県知事はこの法律の施行に必要な限度において立ち入り検査をなし得る等の規定がござります。

鶏経営の合理化、養鶏生産物の規格設定その他の流通改善、あるいは養鶏産物の価格の安定、輸出、加工、消費等に関する重要な事項を審議することになつております。二十名以内委員は、養鶏經濟、鶏の改良増殖、種の孵化及び養鶏生産物の処理、加工保管、出荷、販売または消費に関する知識経験を有しまする者の中から農大臣が任命することになつております。

さらに十八条に、二項でございまが、国及び都道府県の行なう措置を講じて、国及び都道府県は、優良な資質備える鶏の供給を十分に確保するよな必要な措置を講すべき旨が規定しこざいまして、ただいま国では、養に関しまする国立牧場、都道府県にきましては養鶏試験場または養鶏にしまする種畜場等がございますが、これらを民間に向かいまして十分に優な資質の鶏を備え得るよなための位置を講ぜよということが規定してあります。あわせまして、国及び都道府が優良なる鶏の生産をいたしました場合には、これを効率的に普及をはかることについて規定がございましてそく國及び都道府県の生産にかかる標準鶏のひな及び標準鶏の雄及び雌の交にかかる種卵は経験の度合い、事の能力、鶏の飼養施設の状況その他状況を勘案しまして適當な種飼業者効率的に配布するよう努めなければならぬ旨が規定しております。

最後に、国及び都道府県は養鶏の興をはかるために、現状の試験研究術の普及をもつて満足しないで、積

的にこれらのことと助長をする。そういう助長の規定がござります。修正案の大綱の要点は以上のようにござります。

○委員長(堀本宣実君) 本案について御質疑の方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 この養鶏の振興のためになすべき手段はいろいろあると思うのですが、本法は、まあその一つである優良な資質を備える標準鶏を設定して、それを普及するというところに置かれておるようになりますが、第二条の標準鶏と外形の問題ですね、これは大体強健で多産といふことが目的だらうと思うのですが、外形と多産の関係、一体、外形が多産とどういう関係にあるか、また、そういう素質といふものは遺伝するものであるかという点についてお伺いいたします。

○政府委員(安田善一郎君) これはなかなかむずかしい畜産学のことに属しますが、ただいまのところ、養鶏では品種の改良が相当進みまして、品種の改良の現段階におきましては、主として採卵用鶏でございますが、鶏の品種の純粋さと卵の生産の能力の高いことはちよど照応いたすようになっておりまして、第二条に掲げました品種につきましては、その品種について純粹であれば純粹であるほど能力が高いという試験研究の結果が出ておるのであります。また、これは一般の普及された養鶏についてもそうございまして、そぞろすれば純粹なことを示すといふことは、能力の高いことを示すことでありまして、これはもつて、この品種については外形の特徴を見るのが一番最大公約数だということでありま

す。なお、外形の特徴を備えないで、たまたまもしまして遺伝的形質を一般的に持たないで能力が高い鶏が出ることもございます。しかしながら、この養鶏振興法は、国で法律を定めまして一般客観的にいいとこうをねらいたいということをもしまして、外形に特徴を持つております品種を指定して獎勵的な品種であるという意味の標準鶏にいたしたい、こういうような意味でございます。

ますれば、外形で直ちに産卵度合い等が、われわれが納得できるような一つ試験研究の結果でもあれば、それらとの関連で御説明を願いたい。

○政府委員(安田善一郎君) お示しし得るよろんな実験、統計学上の数字といふので、誤差率の少ない数字を十分に持ち合わせてはおりませんが、全国の国立牧場におきまして、能力検定、その能力検定も集団的な能力検定をいたしましたり、また府県におきまして、条例をもちましていろいろの制度を設けておりますが、その結果によりましてあるデータ等を府県厅その他農業団体、養鶏団体とも協議をいたしまして、一番穩當なところを書いたのでございまして、特に先ほども御説明を申し上げましたように、標準鶏であるかどうかわからぬ場合には、都道府県知事の認定制度を設けておりますが、この遺伝的特徴を外形の特徴で把握できない場合は非常に不安でありますので、最も普及性が多くて、また制度化してよろしい最小限度と申しますか、そういうものから出したのでございます。もちろん産卵一つをとりますと、それをもとに品種改良の経過と申しますか、試験研究の経過と申しますか、そういうものから出しますと、その一つをとりますと、飼育管理と云ふこととか、その一部の通風、採光、畜舎の作り方でありますとか、えさの給与の仕方でありますとか、えさのことが、遺伝的質質からいたしますと、優良なものと合致いたしまして、卵を作る機械のような精巧な鶏でございますが、産卵結果といふものは、そういうところから複合的に出てくると思いますが、単なる品種の何であるということとか、特に品種を示す

外形を持つておるかどうかばかりでは  
出て参りませんが、しかし、能力とい  
たしましては、今の農林省の技術段階  
では、一般養鶏の実情をもにらみ合わ  
せまして、この制度が一番いいんじ  
ないか、こういふことでござります。  
もし、第七号の農林省令で定める品種  
についてのこととござりますが、外形  
上の特徴以外に、さらに研究が進歩し  
まして、外形上の特徴といふのをし  
いて書かない、規定しなくとも、能力  
がほつきりして一般農家に安心がいけ  
るといふようなものが出て参りました  
ならば、現在日本にいなくて、輸入品  
であるとか、新たに造成された品種で  
あるとかいうことと同時に、七号で適  
切に追加規定をしたい、こういふう  
に考えております。

とであります。農林省の西ヶ原農技研  
におきましては、放射能等を使いま  
で、大体この鶏は一生に何個ぐらゐ卵  
を生む能力があるものだということ  
は、ほぼ研究されつつあります。それ  
が飼育管理の仕方によりまして、事  
実、人間に役立つよくな卵が何個生ま  
れるかといふことの差が出てくるよ  
うな研究も今進みつつあるわけであります。  
**○中田吉雄君** 今、盛んに出ています  
いろいろの強化飼料といいますか、ビ  
タミン剤といいますか、そういうもの  
はやはり産卵にどういうふうですか。  
かなり著名な製薬会社がたくさん作っ  
てやつているようですが、それはどう  
なんですか。資質との関係もあると思  
うのですが、それはもう公認の結果が  
出ていますか。  
**○政府委員(安田善一郎君)** ええ、その給  
与と申しますか、養鶏に対して栄養を  
飼育管理上与えるといふことと、能力  
を發揮させるということにつきまして  
の相関関係は、なかなかまだ必ずし  
いのであります。養鶏の大体の品種  
につきまして、全部ではございません  
が、どのような栄養素を粗蛋白、澱  
粉、固体物その他貝殻のよくなものも  
一種の栄養になるわけでござります  
が、カルシウムなどございますが、  
そういうものを、どのような飼料の標  
準であればよろしいかという研究は逐  
次進んでおります。それを体型が大き  
い鶏、小さい鶏、こここの場所ではどん  
うことを、給与基準と言つております  
す。一方は飼養基準、一方は給与基準  
と言つておりますが、これも逐次研究

はいたしておりますが、従来の配合飼料あるいは単味の飼料について、御指摘のことを見ますと、従来の飼料が穀物、特に澱粉質のものに多く、よつておりましたこと、蛋白、澱粉に重点を置いておりましたこと等になお欠陥があるということがだんだんわかつております。そこで、微量元素とか、ビタミン剤とか、抗ヒスタミン剤とか、ことに量的に多いのは動物質の蛋白、すなわち魚粕、魚粉とか、フィッシュ・ソリューブル等でござりますが、それによりますと、動物蛋白を中心にした栄養食品である卵、肉等ができます場合に非常に効果がある、そういうことは出でています。また糖類などにつきましては、「これは食欲の高進を来たさせる」という試験場、研究者の意見も出ておりますが、決定的な要素ははつきりわかりませんが、糖蜜を利用する場合にも相当効果がある、こういうことなどが出ております。ただこれも、養鶏は経済的な動物と申しますが、経済的な飼育をする事が、糖蜜を利用する場合にも相当地ある、いろいろないものをまぜましても、經濟的であるかどうかということも考えなくちやいけませんので、まあそれについて、経済面と実質的な栄養面と、各飼料の効力といいますか、効果面とをまあ研究中でございます。

て下さい。第八条の修正、配られました  
たページ。

○政府委員(牧田善一郎君)登録孵化

業者の登録要件は、第七条から始まる  
わけですが、この場合は「住  
所地を管轄する都道府県知事の登録を  
受けることができる」、その要件は

号と二号であるということをございまして、それが受けまして第八条は、すでに登録を受けた業者が新たに増して孵化場を開設する場合について書いてあると思うのであります。従いまして、これはすでに登録を受けた業者であるから、第七条の二項のような要件を備えれば、第七条の二項の各事項について確認を受けて届けを提出すればよろしいと、こう書いてあるのでござります。「登録ふ化業者が新たにふ化場を開設する」というの場所の所在地の当該都道府県知事の確認書をもつて住所地の方へ届け出さえすればよろしいということにいたしておるわけでございまして、それを受けまして第八条は、すでに登録を受けた業者が新たに増して孵化場を開設する場合について書いてあると思うのであります。従いまして、これはすでに登録を受けた業者であるから、第七条の二項の各事項について確認を受けて届けを提出すればよろしいと、こう書いてあるのでござります。

は、すでに登録を受けた業者が追加して孵化場を開設すると、こう御解釈を願いたいと思います。

○中田吉雄君 そしてその第二項に、  
「確認した旨又は確認しない旨の決定  
をした都道府県知事は、その旨を登録  
ふ化業者の住所地を管轄する都道府県  
知事に通知しなければならない。」とあ  
るわけでしょう。一体、これは確認し  
たやつとしないやつはどういう関係で  
すか。全部読んでみないとわからない  
が。

生産し、販売する業者であります。設備を設けるか、コンクリートの能率的な構造基準を持つかと、いろいろなにつきまして、七条一号のよくな基準に適合しなければならぬと思うのです。ですが、あわせまして第一号で、重要な生産業を行ないますので、孵化場につきまして一人の、まあいわば専門家と申しますが、一人以上の専門家を置くと、その専門家は種卵の孵化に関して経験者である。学校を出たり、一定の年限経験を経た専門家という意味でございますが、それらの要件を持ちませんと、新設の孵化場を登録するに設備基準、経験者等について整えることをしなければ確認を受けられないのも、要件を欠くことになりますので、この場合には確認を受け得ない。そこで、確認したものが、確認しないもののかを、住所地本位に――一応登録業者制度がござりますので、住所地の方へ通知することにいたしております。就可以了。

○中田吉雄君 その点はわかりました。次に、この法律案に規定されたとならないいろいろな施設をするためには、かなり近代的な設備――孵化場を消毒できるようになりますので、私の知る限りではかなり資金が問題で、孵化業ではないといふので金融業者が喜んで融資する限りではかなり資金が問題です。しかも、これをやっているのは、共同施設としてやらない場合が非常に多い。そこで、農林漁業金融公庫等の設備資金の融資もなかなか受けがたい

な登録業者、「種鶏業者及びふ化業者」の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金」を調達することは、そら一二年で投下資本を回収できないのですが、この点は他に出ています農林漁業金融公庫法の一部改正でも実は質問したいのですが、この点について三十三年度の報告ですが、ごく敷件だけ見ても、孵化育雛に対してもほとんどはあります。農林漁業金融公庫法の業務規定といいますか、改正なしにはこの法律は生きてこない。共同施設でやる場合は別ですが、相当大きな孵卵育雛施設は多く法人組織でも、個人といいますか、実質はそういうもので、何万も何十万羽もやつて、そらしてしかも、それは養鶏振興に非常に大きな役割を果たしている。しかし、それは農林漁業金融公庫法の貸付規定ではなかなか困難ではないかという実情にあるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

のものについてでございますが、たゞいま全国養鶏農業協同組合連合会等をございまして、農協加入をするのがいい、また、し得るのだ、そういうふうに根本は思つておりますが、加入をせられないお方、特にこれは大きなお方も多いと思いますが、これは国民金融公庫、また、この関係は商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等の活用も不可能ではないのだ。従来まことに行なつておつたのであります。それを伊勢湾台風の養鶏の東海地方におきます被害等を契機にいたしまして、融資をあつせん力を増すようにして、農林省も経験を経ましたので、本法案は幸いに議員修正によりましてその点を御指摘願いましたので、法案が通りますれば、できるだけ込みやかにその金融確保の措置をとりたいと思う。将来はもつとはつきりした金融制度なり、その専門、専用のワクと申しますが、金融のワクも設けたい、こう思つておる次第であります。

就して営業できぬかと思うのですが、たつた七件しかないので、私はやはり金融関係の整備を、まあ農業共済にたくさんのかあるから、それを動員していただくこともけつこうですが、登録していろんな施設をやるために資金手当をやりませんことには、まあ龍潭点購を欠く。この点を一つ早急にやつてもらいたいし、さきに国民金融公庫と申されましたが、とても金融公庫の貸付の最高限度は二百万、とても孵卵施設をやつたりするのに間に合わぬし、それから中小企業金融公庫、商工中金というようなものは、こういう生きたものを生産する上には貸さない。生きたものを作つて加工する段階になればたしか融資の対象になると思いますが、生物等の、こういう生命のあるものを育てる段階は融資の対象にならぬので私はやはりその点をぜひとも手当をしていただき、ことが大切であると思う。そして将来はまあ共同施設を中心になっていくこともいいでしようが、養鶏を振興する現段階ではやはり何らか態勢の整つた法人組織でもいいし、できるよな、数十万羽、数万羽育雛しているものをしなくては、おそらく間に合わぬじやないかというふうに考へるので、その点希望を申し上げておく次第であります。

○政府委員(大野市郎君)　この件につきまつては、予算の計上もござりますので、新年度早々に取りかかるよう願ひます。

中田吉蔵君、もう一つ次官にお伺いしたいんですが、さきにも申し上げましたように、まあいい素質の能力の高いものを作ると同時に、まあ銅育管理、特にえさの問題が私は非常にこれが必要で、いかにいい素質でもこれにいい銅育管理が伴わなければ高い能力を発揮することはできないと思うのですが、先般も福田大臣、安田局長出席の際に申し上げたんですが、最近私質問しました後に調べても、まあ一千億といわれるえさに対しても、もうかなり大量にこの夾雜物がまざつて、しかもその案件はなかなか減ってきていない。中央畜産会等で調査した月報を見ましても、あちこちに竹を粉末にしたり、あるいはカキのからを粉末にしたり、まあ若干カルシウムの供給にはなるかもしませんが、あるいはもみがらを大量に粉末にする会社ができる。あるいは日清製粉のふすまを買って、中を出して、そしてほかのものを入れて、その袋にアイロンをかけ、のりをつけて、日清製粉の商品として出している。そういう例もはつきり出している。これはもう非常に必要なことで、この問題を私の党でも最近本格的に取り上げていこうというふうに考へているんですが、まあ安田局長等が値段を昨年ストップしていただきとあって、一そく夾雜物をまぜる率が高くなつて、また、それを口実に値上がりのきっかけにしよう。まあ品種に

よつては一割近くもまぜて いるものですが、最近私すいぶん見せてもらつたんですが、ともかく日清製粉のいいふすまを買って中を出して、そつて夾雜物のまじつたものを入れて、袋にアイロンをかけ、そつして新しい品物として日清製粉の品として出しておる。こういうことがあるので、これは一つ養鶏だけでなしに畜産振興全般の問題として至急取り上げていただきたいと思うのですが、御所見を承つておきます。

れから衆議院の修正と、その三つを比べて、目的のところ、「需給調整のための必要な助成措置」とあります点が実は今回の法案には抜けておるわけです。そしてこちら辺の関係は主として審議会の方にお譲りになつてゐるようですが、私は養鶏振興の中心になるのは、この需給調整をやはりこの法律が相当考えなければ意味をなさないと思うが、そこで、この点は先ほどの説明では、中央卸売市場の調査会その他の中間組織によるものであります。それで、この点は先ほどお考へを願いたいことは、これはちょうど豚と同じように、非常に短期間に都合が悪ければすぐやめてしまふし、そういうような関係が非常に多いと思います。そこで、どうしても恒久的に続けていくと、こういふような態勢を確立していくかなければならぬと思うので、需給調整の面においては非常にお考へを願いたいと思う。それで、この点何かお考えござりますか。

りましてステーションの整備をすいたしたいと思っておるのであります。これはただいまの御質問の中にもありますように、大消費地の卸売市場とでもいへば階段は重要でございます。またようやく段階は重要でございますので、鶏卵も食鳥も、両方につきましては、農地の共同出荷等につきましては、新農村建設の予算の中に相当の養鶏関係の補助予算がござりますし、さらに生産物の需給調整をやつたらどうだ、こういふ御意見でございますが、私もだんだんその方向に持つていく必要がある。その理由の一つは、日本の養鶏をさらに一そ�数の上においても増加させると同時に、經營において生産性を向上する要がある。農家の所得を増す要素がある。また目下のところは、中共の卵が香港等にストップしておりますからであります。関西方面からは日本の卵の輸出が相当ござります。また最近の新規用途としましては、マヨネーズとか、その他の新規用途が非常にふえている点ござります。これらに応じまして、需給の状況に応じまして、また、それと照應する価格の状況に応じまして、需給調整及び価格安定は必要なことだと思います。貿易の自由化というのは、この方面ではそう簡単にしてもらうわけには参りませんけれども、国内の農家の所得、農業生産力の増強から以上のような点が必要だと思うのであります。ただいまのこところでは、これらの措置は養鶏審議会等において御審議を願いまして、いい需給調整の措置が考えられ、また、その必需要があるのであるということの御審議をいただ

きましたならば、将来なるべく近い時期にそらいうことの実現のために努力すべきだと思ひますが、御承知の通り、養鶏は春びなが六、七割くらいの生産を持つておりますので、春びなの生産、販売等に対しまして適切な指導と駄鶏淘汰等をよろしくいたしますといふのであります。養鶏審議会においていい御方策の御審議の結果が出来ますまでそれでやつていただきたいと思ひます。目下のところでは、大消費地の卸売価格におきまして、鶏卵で申しますと、一キロ二百円を上に一割五分ないし二割、下の方に一割五分ないし六分、そういうところで安定をさせようと、それはそう不可能ではないと思ひます。昨年以来そういう努力をいたしましたが、行政措置によりまして、農業者団体、養鶏団体等の御尽力を得ますというと相当できるようになります。飼料価格におきましては、養鶏経営の安定の見地からいたしまして、鶏卵の値段とにらみ合わせさせて販賣額料の需給及び価格の安定措置を講じておる次第であります。

もう一つ、小さなもののはやはり組織化することが必要だらうと思うのです。これは農業協同組合等で組織化すべきである。こういう考え方を持ちます。が、そういう点について、私は、協同組合の指導の中に、たとえば養鶏農業協同組合というようなものを作りになるような考えは出てくるのじゃないか、こういうふうに考えますが、これは協同組合関係ではいろいろ問題があると思いますが、その辺はどういうお考えですか。

○政府委員(安田善一郎君) 第一に、この法案は事業的養鶏業者のみを、あるいは專業養鶏業者を中心として対象として考えることをいたしておるのではありません。四百二十万戸近くにわたりますする養鶏飼育をしておる農家の経営改善のためにつきまして努力をされると同時に、孵化業者等においては、この零細で多数の養鶏家に向かいましてひなを供給して参る業態でありますから、本法案も提出いたしましたし、また衆議院の登録業者等においては、あるいは国・都道府県の措置についての修正案に政府は同意をいたしておるわけであります。

第二の点の、日本の養鶏經營の零細

を考えまして經營されれば、相当零細少羽数の飼育よりは有利なるもので、

また、その形態が大きくなれば、生産物の共同販売、えさの共同購入等につ

いての有利性も相当増すように思いま

す。現在団体といたしましては、比較的大きい方を持つて成り立つておりま

すのがございます。また大部分の養鶏

家を包含しておりますのに、いわゆる総合農協、全国団体は全販連でござ

いますが、あるいは全購連でございま

すが、それがあるわけでござりますが、御承知のように例を申しますと、

神奈川県の座間地区のよろに、十人未

だとうがござります。また大半の養鶏

家を対象としないということのないよ

うにすると同時に、もう少し大規模、合

理的な、生産費の安い經營をされるよ

うなふうに御奨励申し上げたい、さよ

うに思つております。団体固同士のこ

とは養鶏農家の方が自分で選択され

るべきことと思つますが、おのおの総

合農協の方と専門農協の方で特徴もござりますが、いいところを伸ばし合つ

て、製品の鶏卵その他の販売面とか価

格維持面とか飼料上に対する要望をと

りまとめて出して、これを実現すると

くのがいいのじやないか、こういうふ

うに思つております。

○東隆君 今との共同歩調というの

たとえば総合農協を利用すると、そ

れから養鶏農協というような特殊農協

を利用するのとは、だいぶいろいろ

て違つてくると思つます。そこで、

私は施設その他に対する助成あるいは

金融は総合農協に重点を置かれるの

か、あるいは特殊農協に重点を置かれ

るのか、そういうようなことによつて

非常に違つた形が出てくると思うので

す。それで議員提案されたときの議員

の考え方は、どういう考えであつたか

わかりませんけれども、しかし、今の

日本の状態からいくと、飼料の購入で

ます。そこで、価格の問題、えさの

問題等、それぞれ前の委員から御質問

がありますと、だいぶ落ちている点がた

めにありますと、だいぶ落ちている点がた

暴落等は畜産物、農産物を通じまして、遙くべきことでありまして、養鶏経営の安定と振興にぜひ必要なことだと思いますので、駄鶏淘汰とか飼料対策等でありますほか、さらに突っ込んで、幾らぐらいの安定帶にある場合、日本の鶏卵はいいだろ、それをその安定帶に維持する場合には、新規用途のマヨネーズとか、香港輸出とか考えの場合にどうだろか。そういう場合におきましては、全般連、全鶏連、卸関係、小売り関係、消費者の方々と打ち合わせて、事実上の措置としまして、今価格の安定措置を努力しておる、これを制度化する場合にどうかといふことにつきましては、審議会で御あります。先ほど中田委員から夾雜物の問題でお話がありまして、これも重要な問題だと思いますが、自給飼料と購入飼料とに分かれておると思います。

○政府委員(安田善一郎君) 養鶏における問題であります。目下のところはミールにしました。

いろいろなアルファルファ・ミールを

外國から輸入して分析したり、試験し

たり、あわせてよさそらありますので普及をしたりしておりますが、イモ類等につきましては相当自給飼料とし

て使い得るように、なまばかりでなしにサイロのものはかりでなしに、相

の規模をもつて生産費を安く、乾燥し

固化する場合等はいいんじゃない

か、こうじら意味でいろいろ研究及び

奨励をいたしております。

○仲原善一君 農家経営の安定の立場

から見ますと、この中心になつておりますが、農業も重要でござりますけれども、

なわれております。市場はございません。

そこで、いろいろ研究いたしましたところ、やはりこれは大消費地、特

くございません。市場はございません。

たところ、その設備を作つて、ブロイラー、

普通売られておりますようならふうの売

り方も進めていく。すなわち贈答品などの場合には、一羽まるまるを商品に

していく。また小売販売業の方に正肉販売の切り売りができるようにして参

る。値段はせり売りができるようにして参

ります。ただし、ワクとしましては去年の

約一割増しの五億五千円くらいの融

資ができるところを予定いたしております。

○政府委員(安田善一郎君) この法案

に関する鶏肉の問題は、審議会の

ところです。おくれた行政、態勢に

ありますから御研究を願いまして、

それによりまして今後の施策化を早く

進めたいと思いますが、養鶏生産物と

書いてありますのは、おもなるものを

あげますれば、鶏卵、鶏肉、鶏ふんその他のものでございます。直接に条文

を起こして実体規定を置いておりませ

んけれども、元来、御承知の生鮮食料

書いてありますのは、おもなるものを



設と民間の種鶏場、孵化業者の改良普及事業、農家の関係を申し上げますと、国立種畜牧場では原々種の改良、造成をいたしまして、雄、雌の区別をつけませんで、県の種畜場に払い下げするのが原則であります。これは、このようないいな優良な原々種は雄、雌ともに貴重であるからであります。その払い下げを受けました県の種畜場は、これを民間の種畜場へ払い下げるのが原則であります。で、民間の種鶏場はこれ、この卵から出ました標準鶏用意しまして、また自分で工夫した鶏を持っていることもありますが、孵化業者に卵を卸しまして、孵化業者がその卵から農家へ販売するためのひなを造成しまして、雌雄鑑別をして、大体雄を除きまして——除くのが原則であります、そして販売して参るのであります。養鶏農家と普通言つております採卵のためのひなを仕入れまして、成育いたしまして採卵經營をいたしました、採肉經營をいたしまして、最後は孵化業者からひなを仕入れまして、成育いたしまして採卵經營をいたしましたが、私が御説明の中でも、国立種畜牧場につきましても——県の種畜牧場ないしは養鶏試験場であります、につきましても、原則としてと申し上げましたのは、そのルートがおもであります。國立牧場から、付近の要望によりまして、民間の種鶏場へ払い下げているところも一部ありますし、県の種畜場、養鶏試験場が同様にしている場合も一部あるのであります。今後はこれを、従来もそう不合理ではないかと思いますが、種鶏場、孵化業者等を三十四年

度以降の予算をいたしましたので、度度それ調査をあらためてし直しておられます。が、それらを考えまして、この法案の運用によりまして、効率的に配布して参るといつもりであります。なお、国立牧場のうち、養鶏に関するところは、青森、大宮、岡崎、播磨、熊本に所在する五カ所の牧場がござりますが、長期計画をもつて、これを整備拡充するつもりでございますが、ただいまのところは大宮種畜牧場のそこの施設の拡充を終わったところでございます。

○北村暢君 この国立牧場の所管の区域、まあ全国に五カ所ですから、所管の区域がきめられておると思いますが、大体この原々種とともにこの国立牧場の種鶏が、この全国的な種鶏の上に及ぼす影響といふものは大体どの程度に影響を及ぼしているのか、この種鶏の今度の制度を設けた標準鶏の影響ををしている範囲ですね、どの程度、何をどういいっているのか、こういふことはちょっと數字的にわからないものでどうですか。

○政府委員(安田善一郎君) それは計畫を立てまして、その効果が末端の農家の養鶏經營に響くよろとに念願しておりますが、大宮の種鶏場の整備を終ましても——県の種畜牧場ないしは養鶏試験場であります、につきましては、大体民間の種鶏場になつてゐるのではありませんが、私は、そのルートがおもであります。國立牧場から、付近の要望によりまして、民間の種鶏場へ払い下げているところも一部ありますし、県の種畜場、養鶏試験場が同様にしている場合も一部あるのであります。今後はこれを、従来もそう不合理ではないかと思いますが、種鶏場、孵化業者等を三十四年

度以降の予算をいたしましたので、度度それ調査をあらためてし直しておられます。が、それらを考えまして、この法案の運用によりまして、効率的に配布して参るといつもりであります。なお、国立牧場のうち、養鶏に関するところは、青森、大宮、岡崎、播磨、熊本に所在する五カ所の牧場がござりますが、長期計画をもつて、これを整備拡充するつもりでございますが、ただいまのところは大宮種畜牧場のそこの施設の拡充を終わったところでございます。

○北村暢君 一億二千万羽って、これ全國で四千万羽ぐらいしかいないのじゃふえていきますが、一億二千万羽でござります。

○政府委員(安田善一郎君) 国立牧場の段階は、雄、雌ともに貴重品であります。が、民間種畜場から出て参りまして農家へ行く場合は、さつき申しました雁がおもで、雌雄鑑別していくわけですが、大体半々雄雌が生りますから、鳥も大体半々雄雌が生まれますので、半分になつて参るわけあります。

○北村暢君 そうしますと、第一条で、農家の養鶏が「農家経済の安定」というのですけれども、これはなかなか行政的に私は困難な問題で、先ほど御答弁でも、専業農家ばかりではなく、零細な養鶏農家といふものも対象に考えていたんだというふうに言われておりますけれども、その品種改良なり普及なりといふことは、種鶏と種卵の種鶏業者と、やはりこの孵卵業者といふものを規制することによって改良していくという考え方の方が非常に

良くということが行政的に非常にむずかしい、こういうふうに思うのです。で、私はこれは抽象的な質問で恐縮なことですけれども、一体どの程度のことになりますか、設置したものと申しますか、設置したものと申し

ますと、国立牧場は五カ所で、今、種鶏羽数は三千八百、約四千備え付けておりますが、それらを考えまして、この法案の段階で四万、民間の種鶏の段階で四百四十五万、ひなの生産数はそれに応じまして国の牧場で二十九万、県の種畜場では百四十万羽、民には、青森、大宮、岡崎、播磨、熊本に所在する五カ所の牧場がござりますが、長期計画をもつて、これを整備拡充するつもりでございますが、それらを考えまして、この法案の運用によりまして、効率的に配布して参るといつもりであります。

○北村暢君 一億二千万羽って、これ全國で四千万羽ぐらいしかいないのじゃふえていきますが、一億二千万羽でござります。

○北村暢君 一億二千万羽って、これ全

度以降の予算をいたしましたので、法律によつてやついくといふことは、非常に行政的に困難があるんぢやない。この次はその他に移りますという意味で、六十羽以下というのが四百三十一万戸というのですから、従つて、五十

羽以上といふのが大体——五十羽じゃ専業にはもちろんなりませんけれども、それにまあ養鶏らしい養鶏をやつてある、まあこういうことだら

うと思うのです。その占める数が大体五十羽以上のところが全羽数の約二割程度でしようかね、占めておる。従つて、この五十羽以上の飼養農家といふものがまず対象になるんぢやないかと思います。それ以下のところは行政的

にいつても改良普及するといふことがありますから、鳥も大体半々雄雌が生まれますので、半分になつて参るわけあります。

○北村暢君 そうしますと、県施設には常時種鶏を四万羽、そろいたしまして最終の目標を民間の種鶏業者には五〇%ぐら

い。民間の種鶏業者が孵化業者にまあ自分の作りました種卵を販売するのであります。が、この民間種鶏業者に国立牧場から払い下げるのがまあ手近でいい、

種鶏家の信用とか、従来やつておつた鶏の関係からいいといふことがあるの

で、直接に国立牧場から行く場合と県施設から行く場合とを一応まあ考えておりますが、先ほども申し上げました

ように、国立牧場から民間種鶏業者へ直ちに行きますのは、県施設の拡充に応じましてだんだん少なくしていく、県に払い下げるのが原則と、こうまあ

持つていただきたいと思っておりますし、その意味におきまして、県施設に飼つておられますものの半分、民間種鶏家の半分、その双方の数が相当違います

が、そういう目標を持ちたいと思つております。もしそういうことが可能になりますすれば、今まで申しましたの

は、民間の種鶏業者は民間の原種種鶏家であります。国立牧場から民間の原種種鶏家でありますが、それだけ整備い

たしますと、一般的の民間の種鶏家であります。が——原種でない種鶏家であります。羽くらいにふやしまして大体これで供給できる、標準鶏のものが供給できる。こういう目標でござります。

たしますと、一般的の民間の種鶏家であります。が——原種でない種鶏家であります。羽くらいにふやしまして大体これで供給できる、標準鶏のものが供給できる。こういう目標でござります。

○北村暢君 そこで、次にお伺いした  
いのは、第三条で品種の表示をする、  
それから種卵の容器包装に対し品種  
を示す、農林省で定める様式の表示を  
するということなんですが、これは孵  
卵業者が全國で相当、千四、五百ある  
んでしようか、そういうところで種卵  
を出す場合に、その包装に対して表示  
をするといふのは一体どういう機構で  
これをやられるのか。それからそのあ  
とでは相当、最後の条項では罰則なん  
かあるわけですね。そうしてまた、こ  
の包装の表示したものを使用をしたあ  
とは、まああき箱ですね、あき箱に対  
する表示を消すことをやる、こういう  
ことになつておるようですねけれども、  
これは一体どういう機構をもつてやら  
れようとするのか、その監督等はどう  
いうふうな形のものを考えておられる  
のか、この点を一つ、罰則なんかがあ  
ることでござりますから、どういう形  
でやるのか御説明を願いたいと思いま

○政府委員(安田善一郎君) 今回の政府案は、標準鶏制度につきましては、標準鶏の雌雄の交配から出てくる種卵、それから出てくるひな、子鳥であります。ひなについて考えておるわけでありまして、この場合は生産し販売する方が、その標準鶏から出たもののですといふ表示をしていただく。それで自分で認定しにくいときは、県の種鶏場を含めまして県の機構で認定を

いたします。従いまして、虚偽の表示をいたしますのは、第四条でござりますが、まことにわざいものや、虚偽の表示はだれもしてはいけません。従つて、罰則をつけるということになります。簡単に申し上げますと、当業者との自主責任において正確な表示行為を止めることを期待しまして、表示があるものとの間に、品質上または信用上の区別ができる。他方二ヵ年間にわたりまして、本年度、すなわち十四年度一大半終わりましたが、それと三十五年度によりまして、国の予算をもちまして県をして行なわしめるのであります。が、種鶏場と孵化業者との調査をいたしておりまして、新たに発生するものにつきましては、孵化場は登録制度でやる。そこで、登録をします場合は、追加された、増設されたものでございますが、その際に調べる。その調査を基礎にし、登録を基礎にいたしまして、常時養鶏振興法施行に当たります。おきまして県をして監督せしめよう。と、こういうことでござります。

を県から交付する、それ以外のところにはいかないような仕組みになつておつて、そういううまくわしいことが起らぬようになつてある。それからまた、一べん表示をしたとき箱を、から容器のものを、これを消さなければならぬといふのは、消すのは一体だれが消すのですね。そうではなくいと、一度表示したもののが、登録業者でないところへあき容器が行くということになれば、そこら辺の検査というものはやるわけじゃないですか。区別といふのはやるわけじゃないですか。自主責任で包装に表示をするといふことになると、そのところはどれだけの厳密な、何といいますか。区別がつくのかどうかということですね。

その検査の方法なんかがあるのかどうか、これを一つお伺いしておきます。

○政府委員(安田善一郎君) 御質問の点は、第三条に、標準鶏の雄、雌からできます。卵、そのものの上に表示することと、その包装容器もそろであります。さらに二項によりまして、ひどとその容器について表示をすることとあります。が、最近は工夫をされておりまして、ひなどで例を申し上げますと、そのからだの羽の部分に一度使用してはぎしますといふと、二度と使用できない標識がござります。標識の態様、材料といいますか、格好といいますか、そういうものには、そういうものを使つつもりであります。あわせまして表示の中身、内容といいますかは、この何種の雄と何種の雌から出てきたものである、一代雑種を認めるわけであります。同じ優良品種、標準鶏の品種でありますから、何種と何種、A種とB種ということではなくしに、A種だけ

ということになるわけあります。雄、雌両方表わす意味でありますと、包装容器の点を御説明申し上げますと、卵でもひなでも、今、包装容器等に多數入れまして、長距離輸送もでき段階になりましたして、日本の国内はもちろのこと、外国との間もできるほどになつておりますので、その容器と同様のものをする、この場合は金属類がもつて、一度使つてはせば二度使つかないというものではないのでありますて、そういう表示であると思います。その様式も農林省令によつて定める事わし方をしまして、登録孵化業者はされ、種鶏業者はだれといふ生産者及販売者の名前を記載させることを定めています。建前は、お詫びの通りに、自主責任が第一で、多年やつておりますから、標準鶏を法文化すればそれの識別がつく、さらに外形容器はだれでも付してはいけない、登録業者はまた登録業者である旨の衆議院の修正案によりますれば——表示することになり、実行的にこの法案を運営する技術と慣習がすでにあるからできるだらうと、こう見て いるわけであります。

常にたくさんあるといふと、これは問題が起ることと思うのであります。非常に少ないので、行政上大して顧慮する必要がない。自ら主的な責任において表示するといふことで事足りるだらうと思うのでありますけれどもね。それでないといふと紛争が起きるのじゃないかといふような感じがしますね。その点は、見通しとして、一体この登録業者というのは、大多数の人が登録するといふに見えて差しつかえないものかどうか。

○政府委員(安田善一郎君) 現在おります飼育業者は、原則として任意登録でございますから、登録し得るし、登録を希望してくると思います。一つ指導を要しますので、指導をして要件を整備しますれば、登録を受け得るし、登録を希望してくるだらうと思う点があるのであります。それは新しい飼育場をこれから設けたり、特に住所地以外の他府県において飼育場を設けました場合のことでありまして、これは官庁の一県でございますが、県の指導によりますことと、また兩県あるいは數府県にわたりますので、一年未満のこく短期間の時間の差による、そういうことだとと思うのであります。それを解決いたしましたすれば、できると思います。あわせまして飼育業者が登録業者になることと、標準鶏の表示をしますことと、登録業者であることの表示をいたしましたことは、表示をしない場合とほおそらく種卵、ひなの販売価格においても差がつきまして、悪いものが安くなることを期待いたしておるわけであります。それは国立牧場の種卵及びひなの払い下げ、各県施設によります種卵、ひなの払い下げということは押

えていますし、また現三十一年度の状況は孵化場、種鶏場ともに私どもの手において調査がしてあり、今後も残りをいたしますから、以上の措置をもつておりますといふと、適格なもの一部指導を加え、一部時間的な、短期間の時間的な余裕を持ちますれば、全部登録をする、そういうふうに考えております。

○北村暢君 これは古い資料ですけれども、三十一年度の、前の法案の出たときの資料ですからあれですが、畜産局から出た資料で、孵卵業者が全國で千三百九十八戸あるのですが、この千三百九十八戸の孵卵業者が、今の説明によりますと、大半が登録されるだろう、登録されるためには信制度なり、あるいは設備なり、一定の要件なりそろえてこなければ登録を受け付けないということになってしまいますから、登録しないことになるでしょうが、大体そうすると千三百九十八戸といふこの統計上のものが、大部分が現在の設備なりなんなりで登録され得るであろう。若干の改善は要するかもしませんが。それからまた、今申しているように登録しないものは、値段も安くなるから、自然淘汰されていく形になるでしょうけれども、その悪い種卵なり種鶏なり、ひななりといふものがどのくらいの割合で出るだろうということを想像しているのですか。大部分といいましても、今相当数の孵卵、孵化業者が登録になるということを考えれば、悪いものというのはほとんどなくなってくるのじゃないかという感じがするのですけれども、これは一体どういうふうになるでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) 第七条に――衆議院修正案でござりますが、ありますように、一般的の孵化業者の登録は、その孵化場の施設についての施設構造基準、原材料の基準、コンクリートとか、消毒施設を設けるとか、孵化に関する機械の程度であります。が、だんだん高能率で大規模な孵化機も出ておりますが、現状で普及しておりますもののならば差しつかえないと思います。従いまして、第七条の第二号の種卵の孵化に関して孵化場に、先ほど専門家と申し上げました種卵の孵化に常に従事する者を一人置くか置かぬかというところに今では重点が置かれるとと思うのであります。それから孵化業者は千三百九十八戸――三十二年度調査であります。それほど数はふえませんが、先ほど申し上げましたように、標準鶏すでに民間にあるものも大きくなつておるものはござりますが、業者数はそれほど変化はございませんが、原々種から行くものが目下二割であります。標準鶏でないものというのは、そう多くはないのであります。

略させております。それは現在の実態が、孵化業者が発注をいたしまして、孵化業者の特約的な種場、種を作るところ、そういうふうに一応の構成がなっているから、この際は、種類業者の登録をやめようというとの御趣旨であつたように私は了解しております。国立牧場、県の種類場から配分される直接の相手は、種鶏場、種鶏家であるわけでありますから、その実際の関係が孵化業者に、まあ従属していくというと言葉が悪いのでございますが、特約関係にあるものとして成り立つているのが実情である。今後のいろいろな発展は違ってくるかと思うのであります、そういう意味で登録をしておりません。

いいますか、ほんとうの経済を度外視したところの副業というものが非常に多かったのではないかと思うのです。従つて、養鶏を農家経済の中に持つていく、いわゆる営農類型の中における養鶏は幾ら、中家畜は幾ら、大家畜は幾らといふよくなことで、総合的に加えれば非常に計画的にできるのでしょうけれども、そういうところで今のところはなかなかいいってないというのが実情であろうと思う。従つて養鶏振興ということの最初のところで考えておられる技術の改良だけでなしに、農家経済の安定といふところまでいきますというと、やはりそこら辺まで真剣に考えていかなければ、指導上からいつても簡単にいかないのでないかというふうな感じがするわけです。

従つて現状はそういう形にはなかなかつたらないわけですから、今後養鶏を振興して農家の経営、経済といふことまで考えていくことになると、よほど指導面において考え方なければならないと思うのですが、その点については総合的に、この養鶏振興法だけではないのかもしれませんけれども、そこら辺のところが、目的にはうたつてあるのですけれども、実際にはそういうような具体的なことがこの法律には触れていないのじやないか、まあ金融の面等において若干出ているようですがれども、やはりそういう面まで、融通面まで考えて指導しないかなければならないと思いまするので、これは、この法律だけでは目的を達しないような感じがするんですよ。それで、目的には載せてあるんだが、実際にはどういうことを規定していくのか、まあ、先ほど養鶏振興審議会に

おいてそういう具体的な問題はやるん  
だ、こういうことになつて、いますけれ  
ども、こういう面はやはり実際には非  
常にむずかしい問題だと思うのです。  
従つて今後一体、この養鶏といふもの  
を振興していく過程において、農家經  
済といふものにどの程度までに養鶏振  
興ということをやつて、いどういろいろふ  
うな考え方を持つておられるのか。こ  
れだけでは私は非常に不備だと思うの  
です。従つてまあ今後どういうような  
形で農家經濟にまで影響するまで經濟  
という名のつく、名前で値するような  
形にまで持つていこう。こういうふう  
な具体的な計画があるのかないのか、  
それをお伺いしたい。

のだから、いろいろ日本各地においても養鶏でもちまして農家経営の安定をはかつておることもあるのだ、耕種農業、その他の家畜を飼育しながらにそこへ養鶏を入れて一そら農家経済の安定をはかるところもある。あわせまして日本の国民の現状から申しますと、畜産物の中で一番安易になれて、日本人の食生活をまかなつてはいる優良蛋白食料は鶏卵だといって過言ではない。従つてもう少し規模を広大にして、いろいろな施策がまだ具体化しない場合には一般養鶏農家経済、流通経済の発展度にもよるけれども、これについて助長をしまして、促進したりする手段を講じまして、養鶏審議会をそれだから設けまして、そこでよく審議をいただいて、目標は少し大きく出せという御修正をいただいた、これらのことです。そこで私どもは特に畜産の生産面におきまする点でも品種改良、あるいはその改良品種の普及等については相当の進歩の度合いを持っておりますが、養鶏の經營といふ生産面につきまして、また養鶏生産物の流通消費の過程におきましては非常に後進性と申しますか、封建性ましては、濃厚飼料がどんどんふえるのは目標ではないが、現在の程度をだんだん減らしていくば濃厚飼料を相当買つてもよろしい、そういうよろな意味におきまして、飼農なんかよりは濃厚飼料に依存する度合がある程度のエウートを持つてもよろしいから、養

に、そして生産の増強ができますように合理化をされていくといふと思ふのです。この意味におきまして考えてみると、ますますというと、越ヶ谷村近でも鶏耕作をして農家が養鶏をしているのが相当ございます。豊橋付近にも三万羽くらい飼っているのがあります。神奈川では十人未満の農業協同組合で約十三万羽飼っているのもある。また、東町について言いましたが、四十羽くらいがだんだんこえて、全戸が、村では十万羽をこえて飼っている。これは村全体としましても、先ほど島根の大東町について言いましたが、四十羽くらいがだんだんこえて、全戸が、村では単に購買事業、販売事業の共同事業ばかりでなしに、近く農林省も協同組合を骨子にしましたり、その他いろいろな農業を共同化する農業法人と申しますか、農業法人の案を提案しておられます。これはよく話題に上る果樹經營などだけではありませんで、養鶏とか一部の酪農にはそういうことは相当地でもありますし、今後も行なわれるものだと思います。他方少羽数でも、せめて二十羽以上、ほんとうは希望いたしますのは五十羽ないし百羽の間にありますから、それくらいの経営規模を持ちますようにと思ふのであります。また、そういう農業經營は、その他の各種の面から生産を伸ばし、経営を合理化する必要があるのでござりますけれども、流通面といいたしましては生産面の共同化に従つて共同出荷、共同購入も飼や飼料について行

きましては、団体の力も期待しなければいけませんが、卸売市場とか、新規開拓販路でありますとか、こうなことを考えて助長いたしていきたいのです。ですが、現在四百万農家で五千万羽の鶏が飼育されておりまして、約八十隻個の鶏卵が生産されておりますが、このうちの七割が販売用に大体回っております。その際に農村の、農家の営業上から見ましても、需給調整、価格の安定という点から見ましても、肉類とか牛乳等でも同様のことはあります。が、慣習的に消費しやすい、この鶏卵とか、鶏肉というものは、農村消費も当分大きな基盤を持っている、養鶏経済と申しますか、養鶏經濟が安定するようになっていくのが必要なことだろとうに持つていいのが必要なことだらうと思ふのです。またあわせまして、この農家経済の安定は養鶏によります。農家所得の増加安定を意図するわけでありますが、貿易の自由化などとの意味でありますんで、やはり消費者の立場から見ましても国際水準におきまする生産費、あるいは価格がよりまする養鶏を作り上げていかなればいけませんので、関税の問題とか、輸出入、貿易の点もありますが、幸いにして今は香港に相当の輸出もございまして、全般運がこれをやりましたしまして、関西の養鶏鶏卵業者がやりました。幸いにいたしておりますが、それらの点も広くより広い地域の経済として安定するようを持っていくべきだと思うのです。消費面から見ましても、先ほども農村消費のことを申し上げました。が、まだ先進諸国に比べまして非常に消費量も少ない日本全体の消費水準の

これらの総合的策をもしまして相当程度に農家の経済安定と国民食生活の改善に資することができると、こういううに期待いたしている次第でござります。

○北村暢君 畜産関係は、私は非常将来有望ですしね、酪農から、肉類から、こういう畜産の総合的な考え方らしいって、この養鶏といらものは経に乗つて将来消費の拡大その他を考るというと、一体どのくらいまで伸びる見通しがあるのでしょうか。

○政府委員(安田善一郎君) まだ皆方に聞いていただく段階になつておませんが、もう相当年月をかけまして、一年足らずの間畜産の、単に改増殖ばかりでありません、農家の経営としましても、また日本の産業としても、生産性と申しますか、経営の合理化申しますか、そういう面につきましても、政府の施策を加えました内容も、持つた長期計画を今作業中でござります。畜産全体でもそうでありますから、養鶏のことなどをさしますから、全く民経済の中でもまことにそれをその作業できましたものをおさめるというの何回も練り直しをしなければならぬと思ひますが、個別の産業部門の一部問題でありますから、まず穏当な範囲内であれば、これを目標を立てて技術的、經濟的に可能というものがあれば要求しまして、より大きい経済の計画になります。ともありますので、一応まあ所得倍増かるわけであります。あわせまして、かし、他の経済部門が影響を与えること

ふ 善 度 合わせる要もあろうかと思いまして、昭和十四年度に一応の計画年次あるところで目標を立てたいと思つてあります。その際に、今御質問の点を申し上げますと、生産とか農業経営上可能であるかということでもあります。消費がアンバランスでなしにいておるか、ないしは消費に生産がいつかないからこれを到達させないじやないか、自給し得る生産、国際標準のことと考えながら生産を伸ばさとを考えて国内自給をはかる、こうしたことなどを考えててもいいじやないかいう、そういうよくな気持で立てますと、自下の試算を申し上げますと所得弹性値を、言いかえますと現在でのありますような資料で所得の増に応じて鶏卵の消費量、鶏肉の消費量等を勘案して、その所得増加の割合皆国民が消費してくれると、こういふような観点から消費の方を押さえまと、鶏卵は今八十億個というのが約以上、百七十二億個ぐらいまで持つていいともいいのじやないか、これは養羽数の増加と一羽当たり平均の産数を増すという、こういう面で考えていいともいいと思いますが、経面、価格の面をもちまして、鶏肉つきましては、従来の廢鶏——採用鶏の廢鶏を肉とするということかりではありませんで、ブロイラにおいてもこれは卵以上の増加率をすように目下試算中であります。この場合の飼養羽数を日下農林省の技術についててもいいのじやないか、このにおいてもこれは卵以上の増加率を育をして肉を供給するという面に持つてあります。その間に、今御質問の点を申し上げますと、生産とか農業経営上可能であるかといふことでもあります。消費がアンバランスでなしにいておるか、ないしは消費に生産がいつかないからこれを到達させないじやないか、自給し得る生産、国際標準のことと考えながら生産を伸ばさとを考えて国内自給をはかる、こうしたことなどを考えててもいいじやないかいう、そういうよくな気持で立てますと、自下の試算を申し上げますと所得弹性値を、言いかえますと現在でのありますような資料で所得の増に応じて鶏卵の消費量、鶏肉の消費量等を勘案して、その所得増加の割合皆国民が消費してくれると、こういふような観点から消費の方を押さえまと、鶏卵は今八十億個というのが約以上、百七十二億個ぐらいまで持つていいともいいのじやないか、これは養羽数の増加と一羽当たり平均の産数を増すという、こういう面で考えていいともいいと思いますが、経面、価格の面をもちまして、鶏肉つきましては、従来の廢鶏——採用鶏の廢鶏を肉とするということかりではありますんで、ブロイラにおいてもこれは卵以上の増加率をすように目下試算中であります。

卵に濟え卵飼で倍すうで量加まゝてといこ水い追つたり業間終

観点からしますと、すなわち飼養管理がやさしいし、日本で飼養している卵や肉の生産、つまり能率を上げるという観点をも加味しまして、現在五千万羽を約倍の九千六百万羽前後に持つていくのがいいじゃないか、それに国立牧場の整備とか、県の牧場の整備とか、こういう養鶏振興法とか、流通常程、消費過程、価格政策とかを逐次整備していくがよろしい、こういうふうに考えております。

○委員長(堀本宜実君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけたいと思いますが、第二条の「標準鶏」というものの品種を決定するために、「外形上の特徴」で農林省令で定める」というのであります。これは私この前の審議のときにもお伺いしたのでありますけれども、きょうもどなたかからお話をございましたが、外形上の特徴で定めるということがまことに非科学的だと私は思う。これは何かよるべき基準というものがなければ腰たためで主觀がまざつて混同されて、そして標準鶏といいうものを作りきるといふところに非常な矛盾が起りこはしないか、こういう心配をいたしております。将来は、和牛あるいはホルスタイン、ジャージーといるのは体型的にそれぞれの基準がござります。たとえば高さと長さの比例、あるいは胸幅と腰幅の比例、そういうちゃんと一つの体型標準というものが科学的に立てられて、その優良品種が決定され、種牡牛・種牡馬・種牡豚、そういうものが選定をさ

れるルールがございます、ところがこの養鶏振興法では外形上の特徴だけでものをきめよう、こういう立場に立つておりますので、今申し上げましたように、私は非常な不安があるのであります。しかし、今の段階としてはやむを得ない、かよろにも存じます。そこで、この外形上の特徴といふものを文章で表わさなければならぬと私は思う。その人個人々々が証明のつかない感じ方で標準鶏と指定されたのでは、私は根拠があまりにも薄弱であるという気がいたしますが、それは省令で定めるということになつておる。その省令で定める基準がすでにできてるのか、今後今までの学問上あるいは実験産卵計数等から、かくのごときものであるという標準がすでに定まつておるのか、今後定めようと定めようとする場合には一体どういう方法で定めようとするのか、それを伺いたいと思います。

いますが、お許しが得まして畜産課長から申し上げます。

○説明員（占野靖年君） この品種で農林省令に定める外形上の特徴でござりますが、品種はこれは外貌とその資質、こういったもので判然とした特徴を持つてあるものを申すのでございまして、農林省令で定める外形上の特徴をいたしましては、いろいろな点を考慮しておりますが、たとえば単冠白色グホン種は冠の型は单冠である。羽色は黄色、それから目の色は赤栗色である。

○委員長（堀本宣実君） もういいです。そりといった個々の問題はわかりました。

〔速記中止〕

○委員長（堀本宣実君） 速記をつけます。

他に御発言もなければ、質疑はつきたるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀本宣実君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○森八三一君 私は今議題になつておる養鶏振興法に賛意を表しますが、もちろん養鶏振興をはかりまするためには、この法律が相当の効果をもたらすこととは確信をいたします。しかし、眞に養鶏の振興を策しまするためには、生産物の流通過程に関する措置、これをよろしきを得なければ、仮作つて魂を入れないというようなうちみが残るのではないかと、さらに何と申しまし

ても一番生産費の大部分を占めますのは飼料の関係にあると思いますので、その飼料の関係につきましては別に飼料に関する法律等もございませんが、必ずしもその法律が生産者諸君の要請しておりますごとくにしっかりと動いてはいないというふうが、いわけではないと思います。そこでこの法律に直接しておるわけではありませんが、今申し上げました生産物の流通過程の問題と、生産の基礎をなすえさの問題等につきまして、この法律の趣旨が生きていけるようにすることに持つていくための措置について格別の配慮を申しますか、工夫と申しますか、ということをすみやかに十分におこなうべきだと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないゝと認めます。

それでは、これより採決に入ります。養鶏振興法案を議題に供します。

本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堀本宜実君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきこと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条によつて議長に提出すべき報告書の作成その他を自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本宜実君) 御異議ないと認めます。よつて、さよなら決定いたしました。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけた。本日はこれをもつて散会をいたしました。

午後二時五十八分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、養鶏振興法案(第三十二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

○養鶏の振興を図るための法律案(目的)

第一条 この法律は、○優良な資質を備える鶏の普及を図るために、飼育の改善のための措置等を定めることにより、養鶏の振興によって農業経済の安定と国民の食生活の興に寄与することを目的とする。

改善に資する(定義)

第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいふ。

一 单冠白色レグホーン種  
二 横はんブリマスロウク種  
三 単冠ロードアイランドレッド

四 ニューハンプシャー種

五  
名古屋種  
六  
三河種

七 その他農林省令で定める品種  
　　この法律において「種卵」とは、  
　　鶏の雌で農林省令で定めるところ  
　　により継続して鶏の雄と交配可能  
　　の状態におかれたものから農林省  
　　令で定める期間内に生まれた卵を  
　　いう。

この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者をいい、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。

(種類及び其の生産者に係る種卵等) 第三条 標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附すことができる。

前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者（そのふ化を委託した者を含む。）は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種（品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについて、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種）を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で当項の規定による表示が附されて

いなものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

**第四条** 前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 前条に規定する表示の附されて  
いる容器又は包装材料は、その表  
示を消した後でなければ、再び種  
卵又は鶏のひなの容器又は包装材  
料として使用してはならない。た  
だし、この表示に係る標準鶏の雄  
及び雌の品種と同一の品種に属す  
る標準鶏の雄及び雌の交配に係る  
種卵又はその表示に係る同条第二  
項に規定するひなの品種と同一の  
品種に係るひなの容器又は包装材  
料として使用する場合は、この限  
りでない。

(標準鶏の認定)

第五条 種鶏を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。

(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)

第六条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るた

め、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種飼業者のうちその

経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状況、その飼養施設における鶏に係る伝染性疾病的発生の状況等を勘案して適当と認めるものに対しても配布するよう努めなければならぬ。

**第六（施設の整備）**  
**第七条** 種鶏業者は、その飼養する  
鶏が伝染性疾病にかかるないよう  
にするため、鶏舎その他の鶏の飼  
養施設に消毒そと等の消毒用施設  
を整備するように努めなければな  
らない。

がひな白痴にかかるないようにするため、ふ卯舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努

めなければならない。  
（ふ化業者の音録）

七条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人  
工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用  
に供する事業場をいう。以下同じ）が次の各

号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。  
一 ふ化廻の申請で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。  
二 一種廻のふ化に關し農林省令で定める基準を有する者で種廻のふ化に當て特徴従事するも

ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」といふ）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化業者が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合に

化場が前項各号に該當する所の所在を確認を受けた区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登記ふ業者

なければならない。  
の住所地を管轄する都道府県知事に通知しな  
ければならない。

あつては、その名  
者の氏名及び当該

(イ)  
の所在地  
で定めるもの

第九条 等變する業者は、第七条第一項各号に  
掲げる事變に変更を生じたときは、農林省令  
で定めるところにより、退耕なく、その者の  
住所地を管轄する都道府県知事及び当該變更  
に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知  
事にその旨を届け出なければならない。

登録ふ化業者が次の各号の  
に該当するこ

事項  
登記があつた場合  
の二に該当する  
る。  
三又は第四号  
を受けた日から  
この法律若し  
和二十六年法律  
三 登記ふ化業者が法人である場合におい  
ととなつたときは、該當箇所に掲げる者は、  
その日から一週間に内に、当該登記ふ化業者  
の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を  
届け出なければならない。  
一 登記ふ化業者が種別をふ化する事業を廃  
止したときは、その者  
二 登記ふ化業者が死亡したときは、その相  
続人

者  
「株式会社は合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあっては破産管財人）」

た場合においては、登録化業者が登録するときは、その登録を取り消すことができる。  
一、登録化業者が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二 第八条第一項の規定による認可を受けないで當該化粧において種類をふ化する事業を行なつたとき。

三 僞りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれら者に対し、その旨を通知せん。

五 第七条第三項第三号に該当するに至つた  
当該ふ化場の所  
の確認を受けな  
どき。  
登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者  
の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内  
にある場合において、その所在地を管轄する  
都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ



